



条例改正新旧対照表

議案第43号 学校法人兵庫医科大学ささやま医療センター運営費補助金交付に関する条例の一部を改正する条例

令和8年3月12日

丹波篠山市

学校法人兵庫医科大学ささやま医療センター運営費補助金交付に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(補助金の交付の額及び期間)</p> <p>第3条 補助金の交付の額及び期間は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ささやま医療センターの運営にかかる年間の補助金額は、前号に規定する運営費補助金に、別に定める丹波篠山市救急医療対策補助金を加えた額とするが、その額を補助する期間は、<u>平成37年9月までの7年間</u>とし、その年度ごとに決定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成20年10月1日から施行する。</p>	<p>(補助金の交付の額及び期間)</p> <p>第3条 補助金の交付の額及び期間は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ささやま医療センターの運営にかかる年間の補助金額は、前号に規定する運営費補助金に、別に定める丹波篠山市救急医療対策補助金を加えた額とするが、その額を補助する期間は、<u>令和8年6月まで</u>とし、その年度ごとに決定するものとする。</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、平成20年10月1日から施行する。</p> <p><u>(この条例の失効)</u></p> <p><u>2</u> この条例は、令和8年6月30日限り、その効力を失う。</p>